

別 紙

答申第79号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開変更決定をし一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、別表1に掲げる部分については公開すべきであるが、それ以外を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成19年6月28日に本件異議申立人より島根県情報公開条例(平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容

「平成15年のクリーニング廃液違法処理に係る文書一切(特定の産業廃棄物処理業者(以下「本件法人」という。)について)」

(3) この請求に対し、実施機関は本件公文書を特定し、平成20年3月31日付けで部分公開決定を行った。

(4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開を不服として同年5月13日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関はその後、当審査会より実施機関に出された答申第65号及び過去に出された答申第33号を踏まえこの部分公開決定について再検討を行った結果、平成21年1月21日に当初の非公開部分の一部を公開する部分公開変更決定を行った。

公開しない部分及び公開しない理由：別表2のとおり

(6) 異議申立人はこの変更決定に対し、変更後の非公開部分についても公開すべきであると主張したため、実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い同年3月11日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

異議申立人から提出された意見書及び意見陳述を要約すると、次のとおりとなる。

(1) 本件公文書の部分公開決定処分を取り消し、全部公開を求める。

(2) 役員や法定責任者である技術管理者であれば特に公開すべきである。

(以下、別表2の公開しない部分のうち⑥、⑦、⑩及び⑪について)

(3) 特別管理産業廃棄物は人の健康を害するおそれのあるものであり、各種業務について責任を持ってやっていると思う。マニフェストの処理についても責任があり、その担当者の情報は公開されるべきである。

(4) 通常なら公開の必要もないかもしれないが、住民の健康に関わる特別管理産業廃棄物の悪質な違法処理に関するものであり、また悪質な違法操業を解明する手

懸かりとなる情報であるため、明らかになることで住民の命や健康などを守ることに繋がる。

- (5) 県が法人から受けた文書や情報は、住民の生命等に今後も関わってくるものであり、県が受け取った情報を踏まえ、きちんと処分しているか、実際にどうだったのかを知りたい。法人から提出された文書はこのことを知るための文書であり、個人情報で非公開となっている部分も住民の生命、健康等に関わるものとして公開すべきである。

4 実施機関の主張

実施機関から提出された非公開理由説明書及び意見陳述を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

ア 別表2の公開しない部分のうち⑤以外は、個人に関する情報であって、直接に特定の個人が識別される。

⑥、⑦については、調査・報告から、組織の中の全体の業務の流れの一端を担う担当者であるため個人情報に該当する。

⑩については、現場の一担当者であり、法人の代表性をもつ地位にある人ではない。

⑪については、これらの担当者の責務は、一般企業で行われている担当者の責務と同等のものである。また「マニフェスト処理業務の流れ」は、業務を複数人で確認しながら実施するよう改善した旨を説明する書類である。

イ また、これら個人名等が、人の生命等の保護のため公開することが必要かどうかについて考えた場合は次のとおりである。

まず、本件事案は法人による違法行為でありその行為に見合った行政処分を行い、これにかかる情報は本件公文書で個人名以外は全て公開することで説明している。「マニフェスト処理業務の流れ」の中の各業務は、確認、記録、保存という社内での流れが記載されたにすぎない。単純な事務作業であり、特段の知識・技能を必要とするものではない。また法人から業務の改善策として参考までに出されたものであるが、非公開部分が個人名でなくても問題ないし、法人からの他の報告により説明はできている。このような情報としての個人名を出すことが生命等の保護に必要という認識はなかった。そのため個人名が公開されたときの住民の利益と、個人名を公開された本人の不利益を比較した場合、公開してもしなくても、住民が知り得る情報の深さは変わらないと判断され、個人名を公開された本人の不利益の方が大きいと考えたため非公開とした。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

別表2の公開しない部分のうち⑤は法人に係る情報であって、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、公開請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件公文書について

実施機関は平成15年に本件法人に対し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)」に基づき業務の全部停止処分を行った。本件公文書は、この行政処分に関して、実施機関が作成した文書と本件法人より取得した文書である。

(3) 条例第7条第2号該当性

ア 本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は原則として非公開とすることを定めたものである。

本件公文書の非公開部分のうち、実施機関が本号を理由に非公開とした情報については、個人の氏名、氏名に附随する職名、個人の印影であり、またこれらは本件法人の代表者若しくは代表者に準ずる地位にある者のものとも認められず、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当するものと認められる。

イ 異議申立人は別表2の「公開しない部分」のうち⑥、⑦、⑩及び⑪については、住民の生命、健康等に関わるものとして公開すべきであると主張していることから、本号ただし書イの該当性について検討する。

本号ただし書イは、通常は非公開とされる個人に関する情報であっても、人の生命、身体、財産の保護のため公にすることが必要と認められる情報に当たる場合は、公開すべきことを定めている。

なお、このことは、人の生命等に現実に被害が発生している場合に限られず、将来これらに対する侵害が生ずるおそれがある場合にも、公開する利益とそれによって受ける不利益を十分に検討したうえで、判断すべきものである。

本件公文書は、廃掃法の規定に違反するとして本件法人に対し行った行政処分に関するものであり、本件法人が過去に特別管理産業廃棄物の不適正な受託業務を行ったことに起因していることが読み取れる。そして実施機関は、その

原因、経緯、またその後の改善対策といった情報を本件法人から取得しているが、その中にある個人に関する情報が非公開となっている。

特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃掃法の中で定義されており、その性質から処理に特別な管理を必要とする産業廃棄物である。不適正な処理を行えば環境自体の汚染のほか、住民の生命、身体、健康、生活への直接的な侵害、また直接とはならないまでも、深刻かつ広範な悪影響を及ぼすおそれが非常に大きい。

特別管理産業廃棄物がどんな原因で不適正に受託され、処理されるに至ったのか、改善対策はどのようにされたのかという本件法人からの情報は、特別管理産業廃棄物の性質から、住民の生命、健康、生活等を守るために、公開の必要な情報である。そして実施機関はこの情報について、個人に関する情報を除き全て公開している。

しかし、たとえ個人に関する情報であっても、実施機関の本件法人への権限行使に繋がり得る重要な情報と受け取れるものは、先に述べた特別管理産業廃棄物の性質から考えると、住民の生命、健康、生活等の保護に関し、公開の利益がある情報になると言わざるを得ない。なぜならば、当該情報は、住民も実施機関と共有することで、情報を受け取った実施機関が、その情報に基づいて本件法人に対し、指導、検査、処分等必要な権限行使に繋げていったのか、それが適正なものであったのかどうかを住民が確認する貴重な資料となり得るからである。

そして、住民が確認し権限行使の適正さが認められれば、健康や生活への悪影響に対する不安を解消することができる。また、適正さが認められなければ、実施機関に是正を求めることにより健康や生活への悪影響を未然に防げる可能性がある。特に適正な権限の行使となっていなければ、住民の生命、健康等が侵害されるおそれが生じることは十分考えられるのであり、権限行使について住民の立場で確認し、その妥当性を検証する機会を確保していくことで、実施機関に適正に権限を行使してもらい、このおそれを生じさせない担保とすることができる。

ウ 以上のようなことが、住民にとっての公開による利益となり、これと公開された限りにおいて個人情報明らかになる不利益を考え、比較衡量されなければならない。なお、公開による利益が認められる情報か、また公開による利益が公開によって受ける不利益を上回るかは、個々の非公開とされている情報により違いがあるため、以下それぞれの公文書と非公開とされた情報の性質を考えながら検討していく。

(ア)「クリーニング廃液について(時系列)」の「⑥個人名⑦個人名及び勤務先の役職名」

上記文書の情報は、本件法人が実施機関に対し再発防止についての報告を

提出したが、それとともに提出されたものであり、社内で不適正な受託事務があったことを実施機関に報告するに至るまでの、社内での過程が書かれている。

非公開となっている氏名及び役職名は今回のクリーニング廃液関係におけるマニフェスト等の管理業務（以下「本件業務」という。）の担当者のもので出されている。

実施機関は当該業務の担当者を、業務の流れの一端を担う一担当者でしかないと説明している。しかしこの公文書を読む限り、単に一担当者として受けとめるべきものとは審査会としては解し難い。今回の違反行為は、特別管理産業廃棄物の不適正な受託業務に因るとされ、本件業務の担当者しかわからないと報告されている。このことから、本件業務の担当者は、今回の違反行為にかかる業務の実態について説明のできる、中心的役割をもっていた者と受け取れる。そして、非公開となっている個人名等はまさに当該人のものである。さらに、非公開となっている個人名等が全て明らかになることで、当該担当者と今回問題となった受託業務の関わりの程度を確認することができる。

非公開とされた個人名等が以上のような情報であれば、公開されている他の情報とともに、今回の違反行為に関する実施機関の権限行使に繋がり得る重要な情報と受け取れる。当該情報は、住民も実施機関と共有することで、実施機関が受け取った情報を必要な権限行使に繋げ、それが適正なものであったのかどうかを、住民が確認する貴重な資料となり得る。このような情報が住民に公開されれば、先に述べた住民にとっての公開の利益が認められ、その価値は高いと言うべきである。

次に、非公開とされた個人名等が明らかになることによって、個人に及ぶ不利益等について検討する。

この個人名等を公開することで明らかになるのは本件法人の従業員としての立場と行為であり、当該個人の私生活に関するものとは言えない。またプライバシーの中核部分に関するものになるとも言えない。このような性質の個人名等を非公開とし保護する必要性は、先に述べた公開した場合の価値の高さを考慮すると、相対的に低いものと言わなければならない。なお、本件法人の違反行為に関係したと受け取られてしまうと、当該個人に対するマイナスの社会的評価はあるかもしれない。しかし一方で、当該個人は、本件法人の従業員として動いたにすぎないのが現実である。したがって、住民に公開した場合の利益を考えると、本人の責めに帰されるべきものとは必ずしもいえないマイナス評価は、当該個人が受ける不利益としてはさほど大きいものとはいえず、なお受忍の範囲にとどまると言わざるを得ない。

以上を総合して考えると、公開された場合の住民の利益は、公開されることによる当該個人の不利益を上回るものと認められる。

したがって、非公開とされた「⑥個人名⑦個人名及び勤務先の役職名」は、いずれも本号ただし書イに該当する情報と判断する。

(イ)「口頭録取」の「⑩個人名」

上記文書の情報は、本件法人が実施機関に対し、再発防止対策の報告書の提出時に本件法人から徴取した記録であり、再発防止に関しての本件法人からの説明と、実施機関が本件法人に対し確認した事項についてが書かれている。

非公開となっている情報は本件業務の担当者として出されている個人名と、焼却炉の管理体制の報告の中で、中心的な役割を担う立場にある者として出されている個人名と見受けられる。

① まず、前者について検討していく。

実施機関は、当該業務の担当者を現場の一担当者でしかないと説明している。しかし、今回の違反行為となった原因や実態は(ア)で述べたとおりとされており、このことから、本件業務の担当者は、今回の違反行為にかかる業務の実態について説明のできる、中心的役割をもっていた者と受け取れる。そして非公開となっている個人名等はまさに当該人のものである。

非公開とされた個人情報以上のような情報であれば、公開されている他の情報とともに、今回の違反行為に関する実施機関の権限行使に繋がり得る重要な情報と見受けられる。当該情報は、住民も実施機関と共有することで、実施機関が受け取った情報を必要な権限行使に繋げ、それが適正なものであったのかどうかを、住民が確認する貴重な資料となり得る。このような情報が住民に公開されれば、先に述べた住民にとっての公開の利益が認められ、その価値は高いと言うべきである。

次に、非公開とされた個人名が明らかになることによって、個人に及ぶ不利益等について検討する。

この個人名等を公開することで明らかになるのは本件法人の従業員としての立場と行為であり、当該個人の私生活に関するものとは言えない。またプライバシーの中核部分に関するものになるとも言えない。このような性質の個人名等を非公開とし保護する必要性は、先に述べた公開した場合の価値の高さを考慮すると、相対的に低いものと言わなければならない。なお、本件法人の違反行為に関係したと受け取られてしまうと、当該個人に対するマイナスの社会的評価はあるかもしれない。しかし一方で、当該個人は、本件法人の従業員として動いたにすぎないのが現実である。したがって、住民に公開した場合の利益を考えると、本人の責めに帰されるべきものとは必ずしもいえないマイナス評価は、当該個人が受ける不利益としてはさほど大きいものとはいえず、なお受忍の範囲にとどまると言わざるを得ない。

以上を総合して考えると、公開された場合の住民の利益は、公開されることによる当該個人の不利益を上回るものと認められる。

② 次に後者について検討する。

実施機関は当該立場にある者について、現場の一担当者でしかないと説明している。しかしこの公文書を読む限り、焼却炉の管理体制の報告の中で、十分な知識あるいは経験のある者を責任者としている、という報告と受け取れる。

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物を処分する焼却炉で問題が発生すれば、住民の健康等に深刻、広範な悪影響を及ぼすおそれが非常に大きいことを考えると、焼却炉でその後問題が発生すれば、その責任者が提供していく情報は人の生命、健康等に関わる重要なものであり、十分な知識あるいは経験のある者であればその情報には殊更、正確性、信頼性が求められる。そして実施機関がその情報を必要な権限行使に繋げ得ることは十分に考えられる。このような責任者の個人名を明らかにすることで、以後焼却炉部門で問題があったときに提供される情報の正確性、信頼性を担保していくことができる。さらに、実施機関が適正な権限を行使したのかどうかを住民の立場で確認するための重要なものとなるため、住民に公開されれば先に述べた住民にとっての公開の利益が認められ、これらの価値は高いと言わなければならない。

次に、非公開とされた個人名が明らかになることによって、個人に及ぶ不利益等について検討する。

この個人名を公開することで明らかになるのは本件法人の従業員としての立場であり、当該個人の私生活に関するものとは言えない。またプライバシーの中核部分に関するものになるとも言えない。このような性質の個人名を非公開とし保護する必要性は、先に述べた公開した場合の価値の高さを考慮すると、相対的に低いものと言わざるを得ない。

以上から、公開された場合の住民の利益は、公開されることによる当該個人の不利益を上回るものと認められる。

①、②により、非公開とされた「⑩個人名」はいずれも本号ただし書イに該当する情報と判断する。

(ウ)「マニフェスト処理業務の流れ」の「⑪個人名」

上記文書の情報は、本件法人が実施機関に対し、再発防止対策の報告の添付資料として提出したものであり、マニフェストの処理業務について、体制を改善したことを具体的に説明する表となっている。

この中に出てくる非公開とされた個人名は、各マニフェストの処理、管理業務の担当者として記載されている。

業務の流れが変わったことを示す表の各業務の担当者として貼り付いている個人名は、一見、実施機関が主張するように、一般企業で行われている担当者の責務と同等のものであると見受けられる。しかし、違反行為となった原因や実態は、(ア)で述べたとおりとされており、この点から本件業務とその業務に貼り付いている個人名の意味を考えると、(ア)及び(イ)の①で述べたように受け取れた担当者の位置付けを確認できる重要な情報と見受けられ

る。よって非公開とされた個人名のうち、本件業務に貼り付いている個人名は、(ア)及び(イ)の①で述べたものと同じく、今回の違法行為に関する実施機関の権限行使に繋がり得る重要な情報と受け取らざるを得ない。当該情報は、住民も実施機関と共有することで、実施機関が受け取った情報を必要な権限行使に繋げ、それが適正なものであったのかどうかを、住民が確認する貴重な資料となり得る。このような情報が住民に公開されれば、先に述べた住民にとっての公開の利益が認められ、その価値は高いと言うべきである。

次に、非公開とされた本件業務に貼り付いた個人名が明らかになることによって、個人に及ぶ不利益等について検討する。

この個人名等を公開することで明らかになるのは本件法人の従業員としての立場と行為であり、当該個人の私生活に関するものとは言えない。またプライバシーの中核部分に関するものになるとも言えない。このような性質の個人名等を非公開とし保護する必要性は、先に述べた公開した場合の価値の高さを考慮すると、相対的に低いものと言わなければならない。なお、本件法人の違反行為に関係したと受け取られてしまうと、当該個人に対するマイナスの社会的評価はあるかもしれない。しかし一方で、当該個人は、本件法人の従業員として動いたにすぎないのが現実である。したがって、住民に公開した場合の利益を考えると、本人の責めに帰されるべきものとは必ずしもいえないマイナス評価は、当該個人が受ける不利益としてはさほど大きなものとはいえず、なお受忍の範囲にとどまると言わざるを得ない。

以上を総合して考えると、本件業務に貼り付いた個人名が公開された場合の住民の利益は、公開されることによる当該個人の不利益を上回るものと認められる。

したがって、非公開とされた「⑩個人名」のうち、本件業務に貼り付いたものについては、ただし書イに該当する情報と判断する。

(4) 条例第7条第3号該当性

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報は、非公開とすることを定めたものである。

実施機関が本号を理由に非公開としたのは、法人の印影で所謂社印の印影であり、法人が作成した文書が真正なものであることを示す目的で使用される。社印の印影は、営業上自らが公表しているのが通例であり、当該印影を法人等の権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報とは認められない。

よって非公開とされた法人の印影は、本号には該当しない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

公文書の名称	公開すべき部分
分析結果報告書	法人の印影
クリーニング廃液について(時系列)	個人名 個人名及び勤務先の役職名
口頭録取	個人名
マニフェスト処理業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年3月～平成13年3月 右列の流れに記載された個人名 ・平成13年4月～平成14年9月 右から2列目の流れに記載された個人名 及び最下欄内に記載された個人名

別表 2

公文書の名称	公開しない部分	非公開理由
平成15年4月17日の起案文書	個人名 個人名及び勤務先の役職名	2号
平成15年4月24日の起案文書	施行文書の受領に係る個人の印影	2号
分析結果報告書	個人名 法人の印影	2号 3号
クリーニング廃液について(時系列)	個人名 個人名及び勤務先の役職名	2号
立入検査結果について	個人名 個人名及び勤務先の役職名	2号
口頭録取	個人名	2号
マニフェスト処理業務の流れ	個人名	2号

(諮問第 1 0 3 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 2 1 年 3 月 1 1 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 1 年 9 月 4 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 1 年 1 0 月 1 3 日	異議申立人の意見書を受理
平成 2 1 年 1 0 月 2 2 日 (審 査 会 第 1 回 目)	審 議
平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 (審 査 会 第 2 回 目)	異議申立人から意見聴取
平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日 (審 査 会 第 3 回 目)	実施機関から意見聴取
平成 2 2 年 1 月 2 8 日 (審 査 会 第 4 回 目)	審 議
平成 2 2 年 2 月 1 8 日 (審 査 会 第 5 回 目)	審 議
平成 2 2 年 3 月 1 1 日 (審 査 会 第 6 回 目)	審 議
平成 2 2 年 4 月 1 5 日 (審 査 会 第 7 回 目)	審 議
平成 2 2 年 5 月 1 3 日 (審 査 会 第 8 回 目)	審 議
平成 2 2 年 6 月 1 0 日 (審 査 会 第 9 回 目)	審 議
平成 2 2 年 7 月 2 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参 考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	